

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第10号

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（平成17年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第16号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

開 発 登 録 簿 (調 書)				市 町 名	番 号
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	許 地 位 に 基 づ け 承 継	承 継 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名		承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名			
当 初 許 可	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 開 発 区 域 の 面 積	工 区 名 及 び 面 積 m ²	工 区 m ²		
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		工 区 m ²		
可	公 共 施 設 の 種 類、 位 置 及 び 区 域	法 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限			
	区 域 別 等	都 市 計 画 区 域 都 市 計 画 区 域 外	地 域 地 区		
	法 第 33 条 第 1 項 第 8 号 た だ し 書 の 規 定 の 適 用				
	工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名				
変 更 許 可	番 号	年 月 日	変 更 の 内 容		
変 更 届 出					
工 事 完 了 検 査	工 区 名	検 査 の 年 月 日	検 査 済 証 の 年 月 日 及 び 番 号	完 了 公 告 の 年 月 日 及 び 番 号	摘 要
	法 第 41 条 第 2 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可				
法 第 42 条 第 1 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可 又 は 同 条 第 2 項 の 協 議					
備 考					

第16号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

開 発 登 録 簿 (調 書)				市 町 名	番 号
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	許 地 位 に 基 づ け 承 継	承 継 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名		承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名			
当 初 許 可	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 及 び 開 発 区 域 の 面 積	工 区 名 及 び 面 積 m ²	工 区 m ²		
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		工 区 m ²		
可	公 共 施 設 の 種 類、 位 置 及 び 区 域	法 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限			
	区 域 別 等	都 市 計 画 区 域 都 市 計 画 区 域 外	地 域 地 区		
	工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名				
	番 号	年 月 日	変 更 の 内 容		
変 更 届 出					
工 事 完 了 検 査	工 区 名	検 査 の 年 月 日	検 査 済 証 の 年 月 日 及 び 番 号	完 了 公 告 の 年 月 日 及 び 番 号	摘 要
	法 第 41 条 第 2 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可				
法 第 42 条 第 1 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 許 可 又 は 同 条 第 2 項 の 協 議					
備 考					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。